

一般社団法人栃木県幼稚園連合会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人栃木県幼稚園連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、学校教育としての幼児教育及び保育の振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)学校教育としての幼児教育及び保育に関する調査研究
 - (2)幼稚園等の運営に関する調査研究
 - (3)教職員の資質向上のための研修講習と福利厚生
 - (4)図書印刷物の刊行と資料の蒐集配布
 - (5)幼稚園等の振興をはかるために必要な事業
 - (6)労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4章の規程による労働保険事務組合としての業務
 - (7)その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、栃木県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は本会の目的に賛同する県内の幼稚園等の代表者をもって会員とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 会員は本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金（1万円）及び理事会において別に定める会費、並びに研修会の参加費等を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 本会の会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 本会の会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会

員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為のあったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 会員の幼稚園等が廃園したとき。

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、全ての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後、2箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 総会の議長は、総会においてそのつど会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席者のうちから指名された2名の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員配置)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 32名以上37名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長、3名を副理事長、13名以内を常任理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会の決議によって選任する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副理事長は及び常任理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 理事長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧問

第31条 本会に、顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会の推せんにより、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、又理事会に出席して意見をのべることができる。

第8章 事務局

第32条 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長の選任及び解任は、理事会において決定する。
- 4 事務局職員は、理事長が任命する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 本会の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第36条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 本会の公告は、電子公告によるものとする。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の理事長は石嶋勇、副理事長は石川均、中川祐慈、船田弘和とする。常任理事は平野章雄、宮入玄英、山荷フサ子、荒居養雄、馬場章信、根村隆宣、中山昌樹、上野和彦とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

補 則

- 1 本改正定款は、平成27年3月25日より実施する。